

令和2年度決算に基づく
金沢市財政健全化判断比率等
審　　査　　意　　見　　書

金　沢　市　監　査　委　員

金監査意見第3号
令和3年9月1日
(2021年)

金沢市長 山野之義様

金沢市監査委員 西尾昭浩

金沢市監査委員 中村哲郎

金沢市監査委員 野本正人

金沢市監査委員 下沢広伸

令和2年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項
及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断
比率及び公営企業会計の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載
した書類を金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し、審査したので、
別添のとおりその意見を提出します。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による審査

第2 審査の対象

(1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 各公営企業の資金不足比率

- ア 地方公営企業法適用企業

ガス事業、水道事業、発電事業、工業用水道事業、病院事業、中央卸売市場事業、下水道事業、公設花き地方卸売市場事業

- イ 地方公営企業法非適用企業

市街地再開発事業費、工業団地造成事業費、住宅団地建設事業費

(3) 上記(1)(2)の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「健全化判断比率等審査の着眼点」に基づき、次の項目を主眼として審査を実施する。

- (1) 比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。
- (2) 比率の算定は適正に行われているか。

第4 審査の期間

令和3年7月28日から同年8月23日まで

第5 審査の実施内容

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合確認を行うとともに、必要に応じて、関係職員からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第6 監査委員の除斥

監査委員のうち、識見選任の西尾昭浩委員は、病院事業特別会計の審査については、直接の利害関係を有するため、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第7 審査の実施場所

監査事務局内及び関係部局

第8 審査の結果

審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に沿って適正に作成されているものと認められた。

各比率については、次のとおりである。

1 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	4.8	25.0	35.0
将来負担比率	51.0	350.0	

(1) 実質赤字比率

一般会計等の令和2年度決算収支において実質赤字額は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

全会計の令和2年度決算収支において連結実質赤字額は生じていない。

(3) 実質公債費比率

平成30年度から令和2年度までの実質公債費比率の平均は4.8%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

(4) 将来負担比率

令和2年度末における将来負担比率は51.0%であり、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。

2 資金不足比率

(単位：%)

特 別 会 計 の 名 称	令和2年度	経営健全化基準
市街地再開発事業費特別会計	—	20.0
工業団地造成事業費特別会計	—	
住宅団地建設事業費特別会計	—	
ガス事業特別会計	—	
水道事業特別会計	—	
発電事業特別会計	—	
工業用水道事業特別会計	—	
病院事業特別会計	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
公設花き地方卸売市場事業特別会計	—	

※ 資金不足がない場合は「—」と表記した。

(1) 資金不足比率

市街地再開発事業費特別会計以下11の公営企業会計にあっては、令和2年度決算において資金の不足額は生じていない。

3 まとめ（審査意見）

健全化判断比率及び資金不足比率については、財政の早期健全化及び公営企業の経営健全化の対象となる基準を下回っており、良好な状態であると認められる。引き続き、財政及び経営の健全性確保により一層努められたい。

(審査資料)

1 健全化判断比率等の対象会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計等は、次のとおりである。

区分・会計名等			健全化判断比率等の対象								
一般会計等	一般会計		実質赤字比率								
	一般会計等に属する特別会計										
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費										
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連 結 実 質 赤 字 比 率								
公営企業会計	公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用	ガス事業		実質公債費比率	将来負担比率					
			水道事業								
			発電事業								
			工業用水道事業								
		法非適用	病院事業		資金不足比率						
			中央卸売市場事業								
			下水道事業								
			公設花き地方卸売市場事業								
	一部事務組合、広域連合		市街地再開発事業費								
			工業団地造成事業費								
			住宅団地建設事業費								
地方公社、第三セクター等			石川県市町村消防賞じゅつ金組合								
			石川県後期高齢者医療広域連合								
			(一財)石川県県民ふれあい公社								
			石川県電気工事工業組合								

(注) 1 地公企法は地方公営企業法、地財令は地方財政法施行令をいう。また、法適用とは地方公営企業法

を全部又は一部適用する公営企業であり、法非適用とは法適用以外の公営企業をいう(以下同じ。)。

2 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定される。

2 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：11.25%、財政再生基準：20.00%)以上となつた場合は、基準に応じて財政健全化を図るための具体的な計画(財政健全化計画又は財政再生計画)の策定及び実施が義務づけられている。

ア 実質赤字比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

(注) 1 一般会計等の実質赤字額は、一般会計及び特別会計のうち普通会計(一般会計に準ずる会計)に相当する会計における実質赤字の額である。

2 標準財政規模とは、標準的な状態のとき通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加えたものである(以下同じ。)。

イ 各年度決算における実質赤字比率

(単位：%)

区分	2年度	元年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25	20.00

本年度決算における実質赤字比率は、前年度と同じく一般会計等の実質収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

区分	2年度	元年度	増減	
			金額等	比率
一般会計等の実質収支額(A)	3,436,646	1,709,762	1,726,884	101.0
一般会計	3,382,562	1,678,408	1,704,154	101.5
公共用地先行取得事業費	0	0	0	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	54,084	31,354	22,730	72.5
標準財政規模(B)	102,193,631	100,921,543	1,272,088	1.3
実質赤字比率 (A) / (B) × 100	-	-	-	-
	(-3.36)	(-1.69)	(-1.67)	-

(注) 実質収支額が黒字の場合は金額をプラス表示し、赤字の場合は実質赤字額として△表示している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は全会計における実質赤字額(公営企業にあっては資金不足額)の標準財政規模に対する比率であり、財政収支のフロー面からその年の決算により生じた実質赤字額が標準的な一般財源規模のどの程度の割合になるかを示す指標である。

この比率が一定基準(早期健全化基準：16.25%、財政再生基準：30.00%)以上となつた場合は、実質赤字比率の場合と同じく財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

ア 連結実質赤字比率の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(A)}}{\text{標準財政規模(B)}}$$

(注) 連結実質赤字額は、一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計の実質収支額と公営企業の特別会計の資金の不足額・剩余额の合計がマイナスとなつた場合の額である。

イ 各年度決算における連結実質赤字比率

(単位：%)

区分	2年度	元年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	-	-	16.25	30.00

本年度決算における連結実質赤字比率は、前年度と同じく対象会計全体の財政収支が黒字となっていることから生じておらず、財政健全化計画の策定等が求められる判断基準を下回っている。

なお、連結実質赤字比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

区分		2年度	元年度	増減		
				金額等	比率	
連結実質収支額等(A)		27,018,070	26,423,093	594,977	2.3	
一般会計会計	一般会計	3,382,562	1,678,408	1,704,154	101.5	
一般会計等に属する特別会計 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	公共用地先行取得事業費	0	0	0	-	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	54,084	31,354	22,730	72.5	
	市営地方競馬事業費	113,716	23,739	89,977	379.0	
	駐車場事業費	0	0	0	-	
	国民健康保険費	244,785	199,759	45,026	22.5	
	後期高齢者医療費	8,713	11,638	△ 2,925	△ 25.1	
	介護保険費	948,485	877,938	70,547	8.0	
公営企業に係る会計の資金不足額・剩余额	法適用	ガス事業	2,545,275	3,301,293	△ 756,018	
		水道事業	6,542,409	6,964,754	△ 422,345	
		発電事業	2,367,644	2,925,308	△ 557,664	
		工業用水道事業	197,577	206,810	△ 9,233	
		病院事業	4,600,600	3,274,758	1,325,842	
		中央卸売市場事業	1,826,249	1,859,254	△ 33,005	
		下水道事業	3,200,996	3,940,938	△ 739,942	
		公設花き地方卸売市場事業	301,480	291,260	10,220	
法非適用	法非適用	市街地再開発事業費	206,882	268,543	△ 61,661	
		工業団地造成事業費	0	0	-	
		住宅団地建設事業費	476,613	567,339	△ 90,726	
標準財政規模(B)		102,193,631	100,921,543	1,272,088	1.3	
連結実質赤字比率		-	-	-	-	
(A) / (B) × 100		(-26.43)	(-26.18)	(-0.25)	-	

- (注) 1 実質収支額が黒字又は資金剩余额が生じている場合は金額をプラス表示し、実質収支額が赤字又は資金不足額が生じている場合は金額を△表示している。
 2 資金不足額・剩余额は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成19年政令第397号)等により、法適用公営企業にあっては流動資産の額と流動負債(企業債等を除く)の額を基礎として、法非適用公営企業にあっては歳入歳出決算額に地方債残高や将来の土地収入見込額等を基礎として算定される。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市債元利償還費(繰上償還など臨時的なものを除く)と公営企業債償還費に対する一般会計繰入金など公債費に準ずる経費に充てた一般財源が標準財政規模に占める割合から、実質的な公債費の財政負担状況を示す比率である。

この比率が一定基準(早期健全化基準: 25.0%、財政再生基準: 35.0%)以上となつた場合は、基準に応じて財政健全化計画の策定等が義務づけられている。また、18.0%以上になると地方債許可団体に移行するとされている。

ア 実質公債費比率の算定方法

実質公債費比率 =

$$\frac{\text{地方債の元利償還金(A) + 準元利債還金(B) - 元利債還金又は準元利債還金に充てられる特定財源(C)}}{\text{標準財政規模(E)}}$$

$$\times 100 \text{ の } 3 \text{か年の平均値}$$

(注) 1 地方債の元利債還金は繰上償還などの臨時的なものを除いており、準元利債還金は一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの等をいう。また、それらに充てられる特定財源には都市計画税が含まれる。

2 元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額は、普通交付税算定において基準財政需要額に算入された額である。

イ 各年度決算における実質公債費比率

(単位 : %)

区分	2年度	元年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	4.8	5.9	25.0	35.0

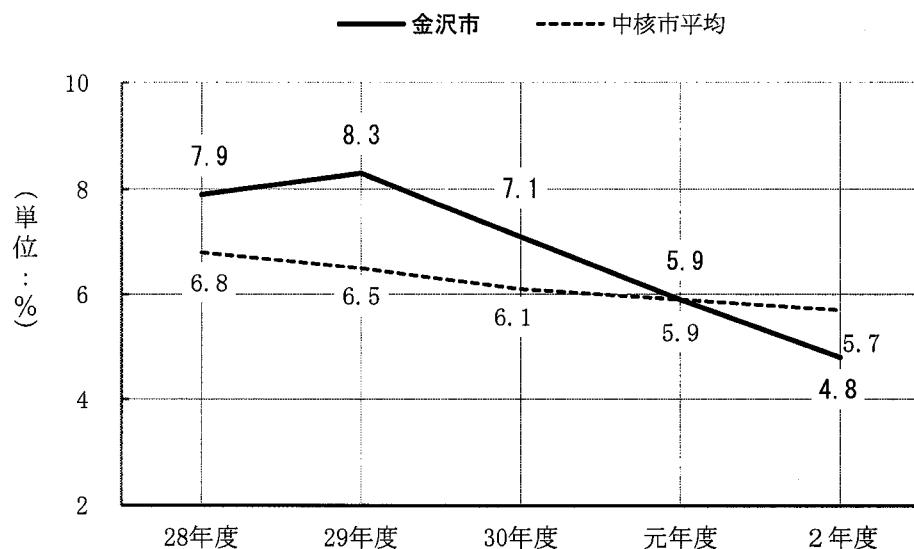
本年度決算における実質公債費比率は4.8% (前年度比1.1ポイント減) であり、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っているほか、市債発行に許可が必要な18.0%も下回っている。

なお、実質公債費比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位: 千円・%)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度
一般会計等の地方債元利債還金(A) (繰上償還額を除く)	24,656,322	21,291,231	20,508,914	20,191,684
準元利債還金(B)	5,840,701	5,853,922	5,629,414	5,462,024
公営企業債等の元利債還に充てた 一般会計等からの繰出金	5,840,701	5,745,622	5,520,984	5,353,464
債務負担行為に基づく支出のうち 公債費に準ずるもの	-	108,300	108,430	108,560
組合等が起こした地方債の償還 に充てた一般会計等の負担額	-	-	-	-
元利債還金・準元利債還金に充てられた特定財源(C)	5,928,148	5,911,428	5,896,155	5,842,702
うち都市計画税	5,581,722	5,565,550	5,549,612	5,505,649
元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額(D)	17,785,312	17,068,004	16,306,851	15,628,570
(A)+(B)-(C)-(D)	6,783,563	4,165,721	3,935,322	4,182,436
標準財政規模(E)	101,413,038	101,336,661	100,921,543	102,193,631
(E)-(D)	83,627,726	84,268,657	84,614,692	86,565,061
実質公債費比率(単年度) (A)+(B)-(C)-(D)/(E)-(D)×100	① 8.11162	② 4.94338	③ 4.65087	④ 4.83155
実質公債費比率(3か年平均)			(①+②+③)/3 5.9	(②+③+④)/3 4.8

ウ 実質公債費比率の推移は、次のとおりである。



(注) 本年度の中核市平均は速報値である。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、標準的な一般財源の規模に対し一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に係る一般財源の比率であり、いわば一般会計等が背負っている諸債務のストックが標準的な一般財源収入の何年分に相当するかを示す趣旨の指標である。

この比率が早期健全化基準である350.0%以上となった場合は、財政健全化計画の策定等が義務づけられている。

なお、この指標においては、一般会計等に係る地方債残高や公営企業など一般会計等以外の会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰出金のほか、損失補償契約に基づき見込まれる負担額等が対象となる。

ア 将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - \text{充当可能財源等(B)}}{\text{標準財政規模(C)} - \text{元利債還金・準元利債還金に係る基準財政需要額算入額(D)}}$$

イ 各年度決算における将来負担比率

(単位 : %)

区分	2年度	元年度	判断基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	51.0	60.5	350.0	

本年度決算における将来負担比率は51.0%(前年度比9.5ポイント減)であり、積極的に市債の繰上償還に取り組んできたことで、将来負担額が大きく減少したことなどから前年度に比べ低下しており、引き続き早期健全化基準を下回っている。

なお、本年度決算における一般会計等に係る地方債残高や公営企業債等繰出見込額などの将来負担額(2,978億3,203万2千円)から充当可能財源(2,536億5,633万6千円)を差し引いた額は、441億7,569万6千円となっている。

なお、将来負担比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

区分	2年度	元年度	増減	
			金額等	比率
将来負担額(A)	297,832,032	305,168,442	△ 7,336,410	△ 2.4
充当可能な財源等(B)	253,656,336	253,926,912	△ 270,576	△ 0.1
(A) - (B)	44,175,696	51,241,530	△ 7,065,834	△ 13.8
標準財政規模(C)	102,193,631	100,921,543	1,272,088	1.3
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)	15,628,570	16,306,851	△ 678,281	△ 4.2
(C) - (D)	86,565,061	84,614,692	1,950,369	2.3
将来負担比率 ((A)-(B)) / ((C)-(D)) × 100	51.0	60.5	△ 9.5	-

(ア) 将来負担額(A)の内容

(単位:千円・%)

区分	2年度	元年度	増減	
			金額	比率
将来負担額(A)	297,832,032	305,168,442	△ 7,336,410	△ 2.4
①一般会計等の地方債現在高	212,956,303	216,595,446	△ 3,639,143	△ 1.7
②債務負担行為に基づく支出予定額	1,449,918	1,605,978	△ 156,060	△ 9.7
③公営企業債等元金償還に充てる一般会計等の繰出見込額	66,946,121	70,503,453	△ 3,557,332	△ 5.0
④退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額	16,479,690	16,463,565	16,125	0.1
⑤設立法人等の負債額等に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-
⑥組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-
⑦組合等の地方債の償還に係る一般会計等の負担見込額	-	-	-	-
⑧連結実質赤字額	-	-	-	-

なお、令和2年度における将来負担額の算定の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

区分	将来負担額			
	① 一般会計等の 地方債現在高	② 債務負担行為 に基づく 支出予定額	③ 公営企業債等 元金償還に充 てる一般会計等 の繰出見込額	④ 退職手当支給 予定額の一般 会計等の負担 見込額
一般会計	211,966,660	-	-	16,479,690
一般会計等に属する特別会計				
公共用地先行取得事業費	794,791	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	194,852	-	-	-
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計				
市営地方競馬事業費	-	-	-	-
駐車場事業費	-	-	5,716	-
国民健康保険費	-	-	-	-
後期高齢者医療費	-	-	-	-
介護保険費	-	-	-	-
公営企業に係る会計				
法適用	ガス事業	-	-	-
	水道事業	-	-	69,375
	発電事業	-	-	-
	工業用水道事業	-	-	43,990
	病院事業	-	-	1,227,371
	中央卸売市場事業	-	-	610,629
	下水道事業	-	-	64,987,159
	公設花き地方卸売市場事業	-	-	-
法非適用	市街地再開発事業費	-	-	1,881
	工業団地造成事業費	-	-	-
	住宅団地建設事業費	-	-	-
一部事務組合、広域連合				
	石川県市町村消防賞じゅつ金組合	-	-	-
	石川県後期高齢者医療広域連合	-	-	-
地方公社、第三セクター等				
	(一財)石川県県民ふれあい公社	-	690,000	-
	石川県電気工事工業組合	-	759,918	-
	計	212,956,303	1,449,918	66,946,121
	合計(①+②+③+④)		297,832,032	16,479,690

(注) 1 債務負担行為に基づく支出予定額は、香林坊地下駐車場借入償還費補助及び防犯灯LED化事業費である。

2 退職手当支給予定額の一般会計等の負担見込額は、職員全員が自己都合で令和2年度末に退職すると仮定した場合に一般会計が実質的に負担すると見込まれる額である。

(7) 充当可能財源等(B)の内容

(単位:千円・%)

区分	2年度	元年度	増減	
			金額	比率
充 当 可 能 財 源 等 (B)	253,656,336	253,926,912	△ 270,576	△ 0.1
充 当 可 能 基 金 額 ①	17,307,907	16,015,217	1,292,690	8.1
特 定 財 源 見 込 額 ②	53,156,207	51,444,220	1,711,987	3.3
うち都市計画税	49,585,647	47,512,423	2,073,224	4.4
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	183,192,222	186,467,475	△ 3,275,253	△ 1.8

- (注) 1 充當可能基金額とは、地方債の償還に充当が可能な基金の額である。
 2 特定財源見込額とは、地方債の償還に充当が可能な特定の歳入の見込額である。
 3 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額とは、将来発生する地方債元金償還や準元金償還に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額である。

a 充當可能基金額①の内訳

(単位:千円・%)

区分	2年度	元年度	増減	
			金額	比率
金沢市民共済生活協同組合 貸付引当基金	115,575	115,556	19	0.0
金沢市財政調整基金	2,451,839	2,591,684	△ 139,845	△ 5.4
減債基金	103,520	103,520	0	0.0
金沢市まちづくり事業基金	1,999,132	1,785,730	213,402	12.0
金沢市営地方競馬事業 益金積立基金	542,151	518,326	23,825	4.6
金沢市育英会奨学基金	213,159	214,539	△ 1,380	△ 0.6
金沢市文化の人づくり基金	1,395,086	1,276,164	118,922	9.3
金沢市福祉活動育成基金	1,101,285	1,199,586	△ 98,301	△ 8.2
美術館美術品購入基金	1,307,470	1,256,230	51,240	4.1
廃棄物処理施設整備積立基金	352,978	212,919	140,059	65.8
青少年育成基金	235,250	237,262	△ 2,012	△ 0.8
地域コミュニティ活性化基金	787,054	600,978	186,076	31.0
美術工芸大学施設整備積立基金	1,301,713	1,501,525	△ 199,812	△ 13.3
教育福祉施設等再整備積立基金	3,101,339	2,501,049	600,290	24.0
文化スポーツ一ツ施設 再整備積立基金	2,300,356	1,900,149	400,207	21.1
合 計	17,307,907	16,015,217	1,292,690	8.1

- (注) 金額は各年度末における現金預金の保有高であり、出納整理期間における他会計との積立て及び取崩しを含む。

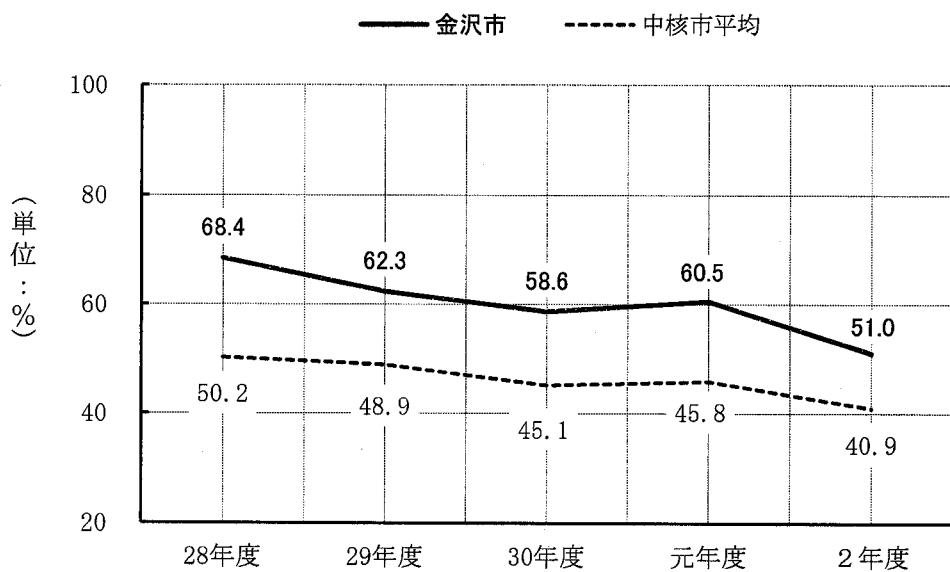
b 特定財源見込額②の内訳

(単位:千円・%)

区分	2年度	元年度	増減	
			金額	比率
国 県 支 出 金	984,504	1,225,919	△ 241,415	△ 19.7
転 貸 債 に 係 る 貸 付 償 還 金	1,405,376	1,417,782	△ 12,406	△ 0.9
公 営 住 宅 の 使 用 料 等	1,180,680	1,288,096	△ 107,416	△ 8.3
都 市 計 画 税	49,585,647	47,512,423	2,073,224	4.4
合 計	53,156,207	51,444,220	1,711,987	3.3

- (注) 1 国県支出金は、北陸新幹線関連側道整備事業債等の償還に際し収入が予定される県補助金である。
 2 転貸債に係る貸付償還金は、主に自治振興資金貸付事業債の各年度末現在高相当額である。
 3 公営住宅使用料等は、主に公営住宅建設事業債の各年度末現在高相当額である。
 4 都市計画税は、都市計画事業債の償還等に充当される都市計画税であり近年の実績を踏まえて算定されている。

ウ 将来負担比率の推移は、次のとおりである。



(注) 本年度の中核市平均は速報値である。

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

この比率が経営健全化基準である20.0%以上となった場合は、経営健全化計画の策定等が義務づけられている。

(1) 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額(A)}}{\text{事業の規模(B)}}$$

(注) 1 資金の不足額は、公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債(企業債等を除く)の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

※ 宅地造成事業を行う企業会計については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

2 事業の規模は、法適用企業については「営業収益の額 - 受託工事収益の額」、法非適用企業については「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」により算出する。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額としている。

(2) 各年度決算における資金不足比率

区分	特別会計の 名 称	2年度	元年度	判断基準
				経営健全化基準
資金不足 比 率	市街地再開発事業費	-	-	20.0
	工業団地造成事業費	-	-	
	住宅団地建設事業費	-	-	
	ガス事業	-	-	
	水道事業	-	-	
	発電事業	-	-	
	工業用水道事業	-	-	
	病院事業	-	-	
	中央卸売市場事業	-	-	
	下水道事業	-	-	
	公設花き地方卸売市場事業	-	-	

本年度決算における資金不足比率は、前年度と同じくいずれの公営企業会計においても生じておらず、経営健全化計画の策定等が求められる基準を下回っている。

なお、資金不足比率の算定内訳は、次のとおりである。

(単位:千円・%・ポイント)

特別会計の名称	区分	2年度	元年度	増減
市街地 再開発事業費	資金の不足額・剩余额(A)	206,882	268,543	△ 61,661
	事業の規模(B)	19,609	23,636	△ 4,027
	資金不足比率 (A) / (B) × 100 = (C)	- (-1,055.0)	- (-1,136.1)	- (81.1)
	〃(A) 〃(B)	0 4,991,800	0 4,685,200	0 306,600
工業団地 造成事業費	資金不足比率 〃(C)	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)
	〃(A) 〃(B)	476,613 476,613	567,339 567,339	△ 90,726 △ 90,726
	資金不足比率 〃(C)	- (-100.0)	- (-100.0)	- (0.0)
	〃(A) 〃(B)	2,545,275 5,825,262	3,301,293 6,304,582	△ 756,018 △ 479,320
ガス事業	資金不足比率 〃(C)	- (-43.6)	- (-52.3)	- (8.7)
	〃(A) 〃(B)	6,542,409 6,597,852	6,964,754 7,636,867	△ 422,345 △ 1,039,015
	資金不足比率 〃(C)	- (-99.1)	- (-91.1)	- (△ 8.0)
	〃(A) 〃(B)	2,367,644 1,152,790	2,925,308 1,088,964	△ 557,664 63,826
発電事業	資金不足比率 〃(C)	- (-205.3)	- (-268.6)	- (63.3)
	〃(A) 〃(B)	197,577 12,595	206,810 11,367	△ 9,233 1,228
	資金不足比率 〃(C)	- (-1,568.6)	- (-1,819.3)	- (250.7)
	〃(A) 〃(B)	4,600,600 4,367,464	3,274,758 4,802,623	1,325,842 △ 435,159
病院事業	資金不足比率 〃(C)	- (-105.3)	- (-68.1)	- (△ 37.2)
	〃(A) 〃(B)	1,826,249 470,790	1,859,254 553,545	△ 33,005 △ 82,755
	資金不足比率 〃(C)	- (-387.9)	- (-335.8)	- (△ 52.1)
	〃(A) 〃(B)	3,200,996 8,714,656	3,940,938 9,740,294	△ 739,942 △ 1,025,638
下水道事業	資金不足比率 〃(C)	- (-36.7)	- (-40.4)	- (3.7)
	〃(A) 〃(B)	301,480 18,277	291,260 23,527	10,220 △ 5,250
	資金不足比率 〃(C)	- (-1,649.5)	- (-1,237.9)	- (△ 411.6)
	〃(A) 〃(B)			

(注) 資金に剩余额が生じている場合は金額をプラス表示し、不足額が生じている場合は金額を△表示している。

(参考) 令和2年度決算に基づく中核市の健全化判断比率の状況

実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率	
1	金沢	-	1	金沢	-	1	郡山
1	函館	-	1	函館	-	1	柏
1	旭川	-	1	旭川	-	1	八王子
1	青森	-	1	青森	-	1	岐阜
1	八戸	-	1	八戸	-	1	岡崎
1	盛岡	-	1	盛岡	-	1	豊田
1	秋田	-	1	秋田	-	1	大津
1	山形	-	1	山形	-	1	豊中
1	福島	-	1	福島	-	1	吹田
1	郡山	-	1	郡山	-	1	枚方
1	いわき	-	1	いわき	-	1	高槻
1	水戸	-	1	水戸	-	1	寝屋川
1	宇都宮	-	1	宇都宮	-	1	東大阪
1	前橋	-	1	前橋	-	1	福山
1	高崎	-	1	高崎	-	1	高知
1	川越	-	1	川越	-	1	佐世保
1	川口	-	1	川口	-	17	姫路
1	越谷	-	1	越谷	-	18	鹿児島
1	船橋	-	1	船橋	-	19	郡山
1	柏	-	1	柏	-	20	長野
1	八王子	-	1	八王子	-	21	明石
1	横須賀	-	1	横須賀	-	22	久留米
1	富山	-	1	富山	-	23	大津
1	福井	-	1	福井	-	24	大分
1	甲府	-	1	甲府	-	25	岐阜
1	長野	-	1	長野	-	26	豊橋
1	岐阜	-	1	岐阜	-	27	宇都宮
1	豊橋	-	1	豊橋	-	28	八尾
1	岡崎	-	1	岡崎	-	29	姫路
1	豊田	-	1	豊田	-	30	鹿児島
1	大津	-	1	大津	-	31	郡山
1	豊中	-	1	豊中	-	32	長野
1	吹田	-	1	吹田	-	33	明石
1	枚方	-	1	枚方	-	34	久留米
1	八尾	-	1	八尾	-	35	大津
1	高槻	-	1	高槻	-	36	大分
1	寝屋川	-	1	寝屋川	-	37	岐阜
1	東大阪	-	1	東大阪	-	38	豊橋
1	姫路	-	1	姫路	-	39	宇都宮
1	尼崎	-	1	尼崎	-	40	八尾
1	明石	-	1	明石	-	41	長野
1	西宮	-	1	西宮	-	42	明石
1	奈良	-	1	奈良	-	43	久留米
1	和歌山	-	1	和歌山	-	44	大津
1	鳥取	-	1	鳥取	-	45	大分
1	松江	-	1	松江	-	46	岐阜
1	倉敷	-	1	倉敷	-	47	豊橋
1	吳	-	1	吳	-	48	宇都宮
1	福山	-	1	福山	-	49	八戸
1	下関	-	1	下関	-	50	姫路
1	高松	-	1	高松	-	51	鹿児島
1	松山	-	1	松山	-	52	郡山
1	高知	-	1	高知	-	53	長野
1	久留米	-	1	久留米	-	54	明石
1	長崎	-	1	長崎	-	55	久留米
1	佐世保	-	1	佐世保	-	56	大津
1	大分	-	1	大分	-	57	岐阜
1	宮崎	-	1	宮崎	-	58	豊橋
1	鹿児島	-	1	鹿児島	-	59	宇都宮
1	那覇	-	1	那覇	-	60	八戸
中核市平均		中核市平均		中核市平均		中核市平均	
元年度		元年度		元年度		元年度	
- 1位/58市		- 1位/58市		5.9 32位/58市		60.5 36位/58市	

(注) 2年度の数値は、各市への照会結果に基づくものであり、確定前のものを含む。